



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年9月8日火曜日 第2705号

◇ 目 次 ◇ 告 示

福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定.....	(長寿介護課) ...	844
解除予定保安林.....	(森林整備課) ...	844
構造計算適合性判定の委任(2件).....	(建築住宅課) ...	844
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(中予地方局環境保全課) ...	845
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(") ...	846
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	847
道路の区域変更(一般国道494号外).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	847
道路の供用開始(").....	(") ...	848
道路の供用開始(県道長浜中村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	848

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....	(土木管理課) ...	848
---------------------	-------------	-----

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	(選挙管理委員会) ...	848
--	---------------	-----

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....	(労働委員会事務局) ...	850
------------------	----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1113号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項第9号の規定により、次のとおり福祉用具専門相談員指定講習事業者を指定した。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中村時広

福祉用具専門相談員指定講習事業者の名称又は氏名	福祉用具専門相談員指定講習事業者の所在地又は住所	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成27年8月5日

○愛媛県告示第1114号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
松山市北条辻1596の7
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
公園用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
松山市北条辻1596の7

- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 解除の理由
公園用地とするため
- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
松山市北条辻1596の7
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
公園用地とするため

○愛媛県告示第1115号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1 名称及び住所
日本建築検査機構株式会社
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名称	事務所の所在地
構造判定部	東京都中央区日本橋三丁目15番6号松木ビル3階

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年8月31日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年8月31日

○愛媛県告示第1116号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 業務区域
愛媛県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名称	事務所の所在地
新宿本店構造判定室	東京都新宿区百人町二丁目16番15号

- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
判定を要する全ての建築物に係る判定の業務
- 5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年8月31日
- 6 構造計算適合性判定を行わせることとした日
平成27年8月31日

○愛媛県告示第1117号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

愛媛県中予保健所長 三 木 優 子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地
代表取締役社長 木下孝幸
- 2 工場の名称及び所在地
ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地
- 3 特定施設に関する事項

(1) 湯煮施設No40

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第3号 水湯煮施設
特定施設の能力	1日当たり3.75トン

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1カ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	6～9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 320 最大 400
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12 最大 15
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.4 最大 3.0
		通常 6.6 最大 8.3

(2) 脱水施設D

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第3号 八脱水施設	
特定施設の能力	1時間当たり1.5～2.0㎡	
工事の着手予定年月日		
工事の完成予定年月日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8～12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 32 最大 40
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.0 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.4 最大 3.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成19年 1 月18日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	流動床式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製 地上設置型		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4.5メートル 横 42メートル 高さ 5.8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり270立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理、活性汚泥処理及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	有 り		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 600 最大 800	通常 15 最大 20
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 400 最大 500	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 60	通常 8 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 最大 10	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 250 最大 270	通常 250 最大 270

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第5排水口(合併浄化槽排水及び冷却水)

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 2
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.8 最大 1
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 309 最大 411.3

(2) 第6排水口(排水処理水及び冷却水)

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6 最大 7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6 最大 9
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3 最大 4
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 750 最大 920

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1118号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 9 月 8 日

愛媛県中予保健所長 三 木 優 子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤマキフーズ株式会社

伊予郡松前町大字大間235番地

代表取締役社長 木下孝幸

- 2 工場の名称及び所在地
ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地
- 3 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第
3号イ、ハ、ニ及びホ
- 4 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法
及び排出水の量の変更
- 5 特定施設に関する事項
脱水施設

	変 更 前		変 更 後	
特定施設番号及び名称	脱水施設B（5基で構成）		脱水施設B（3基で構成）	脱水施設D（2基で構成）
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 2.4	最大 3.0	通常 2.4	最大 3.0

- 6 汚水等の処理施設に関する事項
排水処理施設

	変 更 前		変 更 後	
	処理前	処理後	処理前	処理後

汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 241.0 最大 258.7	通常 241.0 最大 258.7	通常 250.0 最大 270.0	通常 250.0 最大 270.0
-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

- 7 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
第6排水口（排水処理水及び冷却水）

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 741.0 最大 908.7	通常 750.0 最大 920.0

備考 この他に、第5排水口（合併浄化槽排水及び冷却水）及び6箇所の雨水排水口がある。

○愛媛県告示第1119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成27年9月8日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	乗 松 政 文	松山市福角町甲228番地	松山市福角町甲228番地3

○愛媛県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川43番から 同町東川1512番まで	旧	メートル 4.0～73.3	キロメートル 0.132	
		上浮穴郡久万高原町東川43番1地先から 同町東川1512番地先まで	新	4.0～93.3	0.132	
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川43番から 同町東川1512番まで	旧	3.8～7.9	0.210	
		上浮穴郡久万高原町東川43番1地先から 同町東川1512番地先まで	新	3.8～13.1	0.210	
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2地先から 同町東川32番1地先まで	旧	10.9～41.2	0.108	
			新	8.7～41.4	0.108	
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2地先から 同町東川32番1地先まで	旧	3.8～7.9	0.109	
			新	3.8～10.4	0.109	

○愛媛県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川43番1地先から 同町東川1512番地先まで	平成27年9月8日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川43番1地先から 同町東川1512番地先まで	〃
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2地先から 同町東川32番1地先まで	〃
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2地先から 同町東川32番1地先まで	〃

○愛媛県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲642番4	平成27年9月8日

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

- 2 試験の日時

平成27年11月13日（金）10時

- 3 受験願書の提出期間

平成27年10月7日（水）から16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 4 受験願書の請求先及び提出先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年9月8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

愛媛県第2区 25,061,800円

3 報告書の要旨

(1) 愛媛県第2区

候補者氏名	村上 誠一郎	候補者届出政党	自由民主党	期 間 平成27年2月4日から 平成27年4月15日まで 第4回分
出納責任者氏名	清水 等			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円(0円)
		0円	家屋費	76,680(0)
			選挙事務所費	76,680(0)
			集会会場費	0(0)
			通信費	0(0)
			交通費	0(0)
			印刷費	0(0)
			広告費	0(0)
			文具費	0(0)
			食糧費	0(0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	0(0)
その他の収入		0	雑費	0(0)
今 回 計		0	今 回 計	76,680(0)
総 計		8,000,000	総 計	8,484,102(0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,139,788円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,580,613円

報告書受理年月日	平成27年4月20日	第4回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	横山 博幸	候補者届出政党	維新の党	期 間 平成26年12月30日から 平成27年3月26日まで 第2回分
出納責任者氏名	倉本 恭子			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円(0円)
		0円	家屋費	336,450(0)
			選挙事務所費	336,450(0)

		集合会場費	0 (0)
		通信費	0 (0)
		交通費	0 (0)
		印刷費	47,300 (0)
		広告費	107,120 (0)
		文具費	0 (0)
		食糧費	0 (0)
その他の寄附	0 件	0	0 (0)
その他の収入		0	0 (0)
今 回 計		0	490,870 (0)
総 計		5,900,000	4,939,439 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	747,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,995,220円

報告書受理年月日	平成27年 3 月28日	第 2 回 報 告 分
----------	--------------	-------------

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第 4 号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成27年 9 月 8 日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
山 下 泰 史	愛媛県労働委員会会長 弁護士	34～42期	平成27年 8 月31日
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42期	〃
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部教授	35期 39期～42期	〃
横 本 恭 弘	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	42期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	42期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～42期	〃

若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40～42期	〃
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U A センセン愛媛県支部長	41～42期	〃
杉 本 宗 之	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	41～42期	〃
菊 池 順 子	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛女性委員会副委員長	42期	〃
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社若本商会代表取締役社長	37～42期	〃
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～42期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～42期	〃
今 井 基 博	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力株式会社取締役	38・42期	〃
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42期	〃
大 西 章 博	愛媛県労働委員会事務局長		平成26年4月1日
八 塚 洋	愛媛県労働委員会事務局次長		平成27年4月1日
谷 本 克 彦	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成25年4月1日